

ベトナム知的所有権庁

(IP VIET NAM)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 VN. I
譲渡証明書	附属書 VN. II

略語のリスト

- 国内官庁： ベトナム知的所有権庁 (IP Viet Nam)
- GD： 工業所有権に関する知的所有権法の規定を施行する詳細及び指針としての2006年9月22日の政令No. 103/2006/ND-CP (2010年12月31日の政令No. 122/2010/ND-CPで改正補充)
- C： 工業所有権に関する知的所有権法の規定を施行する詳細及び指針としての2006年9月22日の政令No. 103/2006/ND-CPを， 施行する指針としての2007年2月14日の回覧No. 01/2007/TT-BKHCN (2010年7月30日の回覧No. 13/2010/TT-BKHCN， 2011年7月22日の回覧No. 18/2011/TT-BKHCN， 2013年2月20日の回覧No. 05/2013/TT-BKHCN， 2016年6月30日の回覧No. 16/2016/TT-BKHCNで改正補充)

指定（又は選択）官庁 VN	ベトナム知的所有権庁 (IPVIENTNAM) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 VN
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ベトナム語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告書の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料 ^{1, 2}	通貨：ベトナム・ドン（VND） 出願手数料 VND 150,000 ³ 優先権主張手数料，各優先権について VND 600,000 方式及び実体審査請求手数料 VND 900,000 6枚を超える各用紙の追加手数料 VND 40,000 調査手数料 VND 600,000 公開手数料 VND 120,000 1枚を超える各図面の追加手数料 VND 60,000 6枚を超える各用紙の追加手数料 VND 10,000	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 発明特許及び実用解決特許について。
- 3 2021年7月1日から2022年6月30日まで，出願手数料は50%減額される。詳細は2021年6月24日の国内官庁回付 No. 47/2021/TT-BTC，及び2021年12月24日の国内官庁回付 No. 120/2021/TT-BTC を参照されたい。

VN	ベトナム知的所有権庁 (IPVIENTNAM) (続き)	VN
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名⁵ 出願人が発明者でない場合には、譲渡書類⁵ 出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡書類⁵ 出願人がベトナムに居住していない場合には、代理人の選任 国際出願の翻訳文2通 該当すれば、コンピューター読み取りが可能な形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リスト	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をとる権利を有する弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準・支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

PCT Art.	46	VN. 01 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。
PCT Rule	17.2(a)	VN. 02 優先権書類（翻訳文）
C	23(6)	国内官庁は、審査で必要である一部の場合に限り、優先権書類の翻訳文を提出するよう出願人に求める。提出されない場合、国内官庁は、通知で定める期間内に優先権書類の翻訳文を提出するよう出願人に求める。
		VN. 03 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書VN. I に概説されている。
GD Sec.	18(3)	VN. 04 審査請求
C	15(1)	特許は、出願人又は第三者が請求した実体審査の後にのみ付与することができる。請求は発明特許出願の場合には優先日から42箇月以内、若しくは実用解決特許出願の場合には優先日から36箇月以内に書面で行わなければならない。審査請求は、審査手数料を支払わなければならない。手数料の額は附属書VN. I に示されている。
GD Sec.	15(3)(b)	VN. 05 代理 恒常的な居所、本店又は代表事務所をベトナムに有していない出願人は、国家の管轄当局に手続をすることを認められた代理人が代理しなければならない。登録された代理人の名簿は、請求により国内官庁から入手することができる。
PCT Art.	28	VN. 06 出願の補正及びその時期
	41	出願人は、特許付与まで、国際出願を補正又は補充することができる。ただし、主題の範囲がそれにより拡張されないことを条件とする。
		VN. 07 譲渡証書 詳細については、附属書VN. II の見本証書を参照。出願人が1名以上の他の者を介して、発明者から直接でなく国際出願を出願する権利を取得した場合には、発明者と出願人を結び付ける譲渡証書を提出しなければならない。
C	27	VN. 08 年金 特許付与後、特許を有効に維持するために年金を支払わなければならない。初回の年金は、特許付与の通知で定めた期間内に支払わなければならない。その後の各年の年金は、その前年の最後の6箇月以内に支払わなければならない。年金を期日後に支払う場合、特許権者は徒過した1箇月につき年金の10%に相当する追加手数料を支払うよう要求される。遅延の正当な理由がなく、支払期日が到来した期間の最終日から6箇月以内に年金を支払わない場合、特許は無効になる。
PCT Art.	24(2)	VN. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
	48(2)	国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階中又は国内官庁に対し出願人が国際出願に関する行為をするための期間を遵守しなかった場合、国内官庁は、出願人の請求に基づき、それが正当であれば期間を延長することができる。
PCT Rule	82bis	
PCT Art.	25	VN. 10 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内官庁の決定についての審判は、最初に国内官庁長官が検討し、最終的には、行政手続において科学技術及び及び環境大臣が検討する。
GD Sec.	27	

PCT Rule 49bis.1(a)

76.5

GD Sec. 9(2)(b)

VN. 11 実用解決特許

国内段階での要件は発明特許の場合と基本的に同じである。実用解決特許は、出願日から10年の期間を有する。2004年1月1日より前に行われた国際出願に関して、出願人がベトナムにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用解決特許の取得を希望する場合には、その旨を出願時の国際出願（願書の第V欄）に表示しなければならなかった。2004年1月1日以降に行われた国際出願に関しては、願書にこの表示をする部分が設けられていないので、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

GD Sec. 13

VN. 12 出願変更

国内官庁に対して行った発明特許の国際出願は、出願人の請求により、変更請求の所定の手数料を支払えば、発明特許出願の実体審査が行われた後であっても、実用解決特許出願に変更することができる。ただし、特許を付与するための要件を満たしていないことが判明し、更に当該変更の請求が発明特許出願の拒絶通知があった日から3箇月以内に請求しなければならない。

手 数 料

(通貨：ベトナム・ドン)

発明特許及び実用解決特許

出願手数料	150,000 ¹
方式審査手数料	180,000
－ 6枚を超える各用紙の追加手数料	8,000
優先権主張手数料，各優先権について	600,000
公開手数料	120,000
－ 1枚を超える各図面の追加公開手数料	60,000
－ 6枚を超える各用紙の追加公開手数料	10,000
調査手数料	600,000
実体審査手数料	720,000
－ 6枚を超える各用紙の追加実体審査手数料	32,000
付与手数料	660,000
－ 1個を超える各対象の追加手数料	100,000
－ 1枚を超える各図面の追加手数料	60,000
権利譲渡手数料	280,000
審判手数料	550,000
年金（発明特許） ² ：	最初の独立請求の範囲 更に 2番目以降の各独立請求 の範囲についての追加
－ 第1年度及び第2年度，各年	750,000 350,000
－ 第3年度及び第4年度，各年	950,000 550,000
－ 第5年度及び第6年度，各年	1,250,000 850,000
－ 第7年度及び第8年度，各年	1,650,000 1,250,000
－ 第9年度及び第10年度，各年	2,250,000 1,850,000
－ 第11年度から第13年度，各年	2,950,000 2,550,000
－ 第14年度から第16年度，各年	3,750,000 3,350,000
－ 第17年度から第20年度，各年	4,650,000 4,250,000
年金（実用解決特許） ² ：	
－ 第1年度及び第2年度，各年	750,000 350,000
－ 第3年度及び第4年度，各年	950,000 550,000
－ 第5年度及び第6年度，各年	1,250,000 850,000
－ 第7年度及び第8年度，各年	1,650,000 1,250,000
－ 第9年度及び第10年度，各年	2,250,000 1,850,000

1 2021年7月1日から2022年6月30日まで，出願手数料は50%減額される。詳細は2021年6月24日の国内官庁回付 No. 47/2021/TT-BTC，及び2021年12月24日の国内官庁回付 No. 120/2021/TT-BTC を参照されたい。

2 この額は2022年1月1日から2022年6月30日まで適用される。詳細は2021年12月24日の国内官庁回付 No. 120/2021/TT-BTC を参照されたい。

手数料の支払方法

手数料はすべてベトナム知的所有権庁（IP Viet Nam）にVND建で支払わなければならない。支払は“Van phong Cuc So huu tri tue,” No. 3511.0.1054889.00000, Kho bac Nha nuoc quan Thanh Xuan, Hanoi, Viet Nam に行くこともできる。

VIET NAM

VIET NAM

GIẤY CHUYỂN GIAO QUYỀN NỘ ĐƠN

Tôi (chúng tôi).....

.....

.....

chuyển giao quyền nộp đơn sáng chế
cho giải pháp:.....

.....

.....

.....

.....

.....

được nộp vào Việt Nam
Tôi (chúng tôi).....

.....

.....

.....

chấp nhận việc chuyển giao quyền
nộp đơn nêu trên.

Chữ ký của người được chuyển giao

.....

.....

Chữ ký của người chuyển giao

.....

.....

Ngày

VIET NAM

INSTRUMENT OF ASSIGNMENT

I (We).....

.....

.....

declare that I (we) have transferred all
the rights resulting from my(our)
invention under the title

.....

.....

.....

.....

on which the application is filed in
Viet Nam

I (We).....

.....

.....

.....

declare that I(we) accept the aforesaid
rights

Signature of the assignee

.....

.....

Signature of the assignor

.....

.....

Date